

第76回 定時株主総会 招集ご通知



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

日時

2024年6月27日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール

決議事項

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

<株主提案(第6号議案から第10号議案まで)>

- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 自己株式の取得の件
- 第8号議案 取締役の報酬額改定及び取締役(社外取締役を除く)に対する報酬比率及び譲渡制限付き株式の割当てのための報酬決定の件
- 第9号議案 定款一部変更(開示)の件
- 第10号議案 定款一部変更の件(子会社の管理)



東洋水産株式会社

証券コード：2875

株主の皆様へ

この度の令和6年能登半島地震により被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

2024年度は3カ年中期経営計画の最終年度となります。企業価値の更なる向上を目指して、必要な投資を着実にを行います。継続と継承を進めつつ、変革と進化を恐れる事なく、果敢に挑戦してまいります。

株主の皆様には今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長
住本 憲隆



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

目次



第76回
定時株主総会招集ご通知

1 P



議決権行使についてのご案内

4 P



株主総会
参考書類

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 自己株式の取得の件
- 第8号議案 取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く）に対する報酬比率及び譲渡制限付き株式の割当てのための報酬決定の件
- 第9号議案 定款一部変更（開示）の件
- 第10号議案 定款一部変更の件（子会社の管理）

6 P



事業報告

36 P



連結計算書類・
計算書類

54 P



監査報告

58 P



株主優待に関するお知らせ

64 P

証券コード 2875
2024年6月6日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目13番40号
東洋水産株式会社
代表取締役社長 住本 憲隆

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.maruchan.co.jp/ir/event/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2875/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋水産」又は「コード」に当社証券コード「2875」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月27日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所	東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー1階 ニューピアホール
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第76期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p><会社提案 (第1号議案から第5号議案まで) ></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役15名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 役員賞与支給の件</p> <p><株主提案 (第6号議案から第10号議案まで) ></p> <p>第6号議案 剰余金処分の件</p> <p>第7号議案 自己株式の取得の件</p> <p>第8号議案 取締役の報酬額改定及び取締役 (社外取締役を除く) に対する報酬比率及び譲渡制限付き株式の割当てのための報酬決定の件</p> <p>第9号議案 定款一部変更 (開示) の件</p> <p>第10号議案 定款一部変更の件 (子会社の管理)</p>

以 上

株主様へのお願い

- 当日のご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人又は代理人（議決権を有する株主様）の方1名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。

ウェブサイト掲載のご案内

- 本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。
 - ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
 - ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表
 - ⑤ 株主資本等変動計算書
 - ⑥ 個別注記表従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ目に記載の掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内



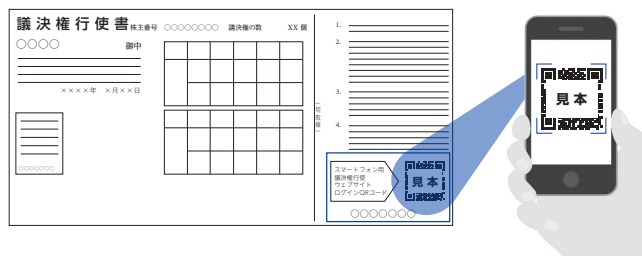
インターネット等による議決権行使

行使期限 | 2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記の「議決権行使ウェブサイト」より、変更をお願いします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

書面による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、**行使期限までに到着するよう**、切手を貼らずにご投函ください。

賛否欄に記載がない場合、会社提案については「賛」、会社が反対する株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

第6号議案から第10号議案は株主様からのご提案です。当社取締役会はこれらの議案いずれにも反対しております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

※一部の候補者を否認する場合、「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 (この欄は候補者を印す)	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○

議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	○	○	○	○	○
会社提案	○	○	○	○	○

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 (この欄は候補者を印す)	第3号議案	第4号議案	第5号議案
会社提案	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○

議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	○	○	○	○	○
会社提案	○	○	○	○	○

※インターネット等と書面（議決権行使書）の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。ただし、この両方が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会出席による議決権行使

株主総会当日に議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、議事資料として書面で郵送された冊子をご持参ください。

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所

ニューピアホール

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えさせていただきますとともに、安定的な配当の継続を基本とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本総会には、本議案とは別に、後記のとおり株主様から剰余金の配当に関する議案が提案されていることから、配当金支払事務を円滑に行うため、配当金支払開始日につきましては2024年7月19日とさせていただきますと存じます。

(当社取締役会といたしましては、株主提案による各議案のいずれにも反対しております。)

- 1 配当財産の種類……………金銭といたします。
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
……………当社普通株式1株につき金110円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は11,239,347,460円となります。
これにより中間配当（1株につき60円）と合わせまして、
年間配当金は1株につき170円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
……………2024年6月28日といたしたいと存じます。
- 4 配当金支払開始日
……………2024年7月19日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（15名）は任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、当社の定める「取締役の選任基準」及び「社外役員
の独立性に関する考え方」は18ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	候補者属性
1	つつみ 堤 ただす 殷	代表取締役会長	再任
2	いま むら まさ なり 今 村 将 也	代表取締役副会長	再任
3	すみ もと のり たか 住 本 憲 隆	代表取締役社長	再任
4	おき 沖 ひとし 斉	専務取締役	再任
5	ま き や り え こ 真 喜 屋 理 恵 子	常務取締役	再任
6	もち づき まさ ひさ 望 月 正 久	常務取締役	再任
7	むら かみ おさむ 村 上 修	常務取締役	再任
8	は やま とも ひで 葉 山 知 秀	取締役	再任
9	まつ もと ち よ こ 松 本 千 代 子	取締役	再任
10	やま ざき よし あき 山 崎 美 明	関西事業部長・九州事業部長	新任
11	や ち ひろ やす 谷 地 弘 安	取締役	再任 社外 独立
12	みね き ま ち こ 峯 木 真 知 子	取締役	再任 社外 独立
13	や ざわ けん いち 矢 澤 健 一	取締役	再任 社外 独立
14	ち の いさむ 千 野 勇	取締役	再任 社外 独立
15	こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	取締役	再任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

1

つつみ
堤ただす
殷

1945年1月25日生

再任

所有する
当社の株式数
41,474株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1968年4月 当社入社
 1989年6月 同 取締役
 1993年6月 同 常務取締役
 1999年4月 同 代表取締役専務
 2003年6月 同 代表取締役社長
 2012年6月 同 代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

堤殷氏は、当社の社長として長年にわたり経営を担った経験と実績を有しております。現在も会長として業務執行の監督等、的確な役割を果たしていることから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・堤殷氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・堤殷氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

2

いま むら まさ なり
今 村 将 也

1957年7月19日生

再任

所有する
当社の株式数
26,687株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月 当社入社
 2011年6月 同 取締役
 2012年6月 同 常務取締役
 2013年6月 同 専務取締役
 2014年6月 同 代表取締役社長
 2023年6月 同 代表取締役副会長 (現)

取締役候補者とした理由

今村将也氏は、当社の社長として長年にわたり経営を担った経験と実績を有しております。現在も副会長として経営基盤の強化に努め、的確な役割を果たしていることから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・今村将也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・今村将也氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

3

すみ もと のり たか
住 本 憲 隆

1966年2月7日生

再 任

所有する
当社の株式数
21,817株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1988年4月 当社入社
 2011年6月 同 取締役
 2014年6月 同 常務取締役
 2018年6月 同 専務取締役
 2023年6月 同 代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

住本憲隆氏は、海外関係会社の経営等、多岐にわたる経験と実績を有しております。社長就任後は国内外の広い視野での意思決定により企業価値向上に努めております。このようなことから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・住本憲隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・住本憲隆氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

4

おき ひとし
沖 斉

1959年9月3日生

再 任

所有する
当社の株式数
6,232株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月 当社入社
 2009年3月 同 関西事業部大阪支店長
 2011年2月 同 東京支店長
 2012年6月 同 取締役
 2015年6月 同 常務取締役
 2019年6月 同 専務取締役 (現)

取締役候補者とした理由

沖斉氏は、国内営業に関する業務を長年けん引してまいりました。このような経験と実績から当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・沖斉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・沖斉氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

5

まぎや りえこ
真喜屋 理恵子

1961年4月27日生

再任

所有する
当社の株式数
7,535株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1985年4月 当社入社
 2013年6月 同 取締役
 2013年6月 同 総合研究所長(現)
 2018年6月 同 常務取締役(現)

取締役候補者とした理由

真喜屋理恵子氏は、長年にわたり主に研究開発、品質保証に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者としたしました。

- ・真喜屋理恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・真喜屋理恵子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- ・真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。

6

もち づき まさ ひさ
望 月 正 久

1961年2月22日生

再任

所有する
当社の株式数
10,785株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1986年4月 当社入社
 2012年4月 同 生産部長
 2014年6月 同 関西事業部神戸工場長
 2015年4月 同 関西事業部長
 2016年6月 同 取締役
 2019年6月 同 常務取締役(現)

取締役候補者とした理由

望月正久氏は、長年にわたり主に管理部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者としたしました。

- ・望月正久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・望月正久氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

7

むら かし
村上おさむ
修

1959年2月20日生

再任

所有する
当社の株式数
6,819株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 当社入社
 2007年4月 同 冷凍食品業務用営業部長
 2014年2月 同 九州事業部福岡支店長
 2016年3月 同 九州事業部長
 2017年6月 同 取締役
 2018年7月 同 関西事業部長
 2020年6月 同 常務取締役(現)
 2021年6月 株式会社酒悦 代表取締役社長(現)

取締役候補者とした理由

村上修氏は、長年にわたり主に営業部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・村上修氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・村上修氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

8

は やま とも ひで
葉山知秀

1966年12月16日生

再任

所有する
当社の株式数
4,239株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1992年4月 当社入社
 2017年4月 同 生産事業部生産物流部長
 2018年7月 同 生産物流部長
 2020年6月 同 資材部長
 2020年6月 同 取締役(現)
 2021年4月 同 生産本部長
 2023年6月 同 資材生産部長(現)

取締役候補者とした理由

葉山知秀氏は、長年にわたり生産・資材部門に関する業務に従事し、現在は資材生産部・工務部・物流部の担当を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・葉山知秀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・葉山知秀氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

9

まつもと ちよこ
松本千代子

1957年4月3日生

再任

所有する
当社の株式数
3,808株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1984年 3月 田子製氷株式会社入社
 2015年 3月 当社 経理部長
 2021年 6月 同 取締役 (現)

取締役候補者とした理由

松本千代子氏は、長年にわたり管理部門に関する業務に従事し、現在は経理部の担当を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者としていたしました。

- ・松本千代子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・松本千代子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

10

やまざき よしあき
山崎美明

1964年8月13日生

新任

所有する
当社の株式数
702株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1987年 4月 当社入社
 2014年 2月 同 関西事業部中四国支店長
 2016年 3月 同 九州事業部福岡支店長
 2020年 7月 同 中京事業部名古屋支店長
 2021年 6月 同 中京事業部長
 2021年 6月 同 関西事業部長 (現)
 2023年 6月 同 九州事業部長 (現)

取締役候補者とした理由

山崎美明氏は、長年にわたり営業部門に関する業務に従事し、現在は関西事業部長・九州事業部長を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者としていたしました。

- ・山崎美明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・山崎美明氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

11

や ち ひろ やす
 谷 地 弘 安

1969年1月30日生

再任

独立

社外

所有する
 当社の株式数
 一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1997年4月 横浜国立大学経営学部専任講師
 1998年4月 同 助教授
 2012年4月 同 教授
 2019年4月 同 学部長
 2019年6月 当社 取締役 (現)
 2021年4月 横浜国立大学理事・副学長
 2023年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研
 究院教授 (現)

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

谷地弘安氏は、現在横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授を務め、経営学、マーケティングの分野に関する深い知見を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- ・谷地弘安氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・谷地弘安氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)谷地弘安氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)谷地弘安氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 - (3)当社は、谷地弘安氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、谷地弘安氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、谷地弘安氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

12

みね き まち こ
峯 木 眞知子

1951年2月25日生

再任

独立

社外

所有する
 当社の株式数
 一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1992年4月 青葉学園短期大学食物栄養科助教授
- 2006年4月 東京医療保健大学医療保健学部医療栄養学科教授
- 2010年4月 東京家政大学家政学部栄養学科教授及び大学院兼任
- 2018年4月 東京家政大学副学長
 同 大学院研究科科長
- 2019年6月 当社 取締役 (現)
- 2021年4月 東京家政大学大学院特命教授 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

峯木眞知子氏は、現在東京家政大学大学院特命教授を務め、食物学に関する深い知見を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- ・ 峯木眞知子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 峯木眞知子氏は、社外取締役候補者であります。
- ・ 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 峯木眞知子氏の重要な兼職先である東京家政大学と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2) 峯木眞知子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 - (3) 当社は、峯木眞知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4) 当社は、峯木眞知子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、峯木眞知子氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

13

や ざ わ けん いち
矢 澤 健 一

1948年10月2日生

再任

独立

社外

所有する
 当社の株式数
 一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1967年 4月 株式会社第四銀行（現 株式会社第四北
 越銀行）入行
 2000年 6月 同 取締役総合企画部長
 2004年 6月 同 常務取締役
 2005年 6月 同 代表取締役常務
 2008年 4月 同 代表取締役専務
 2011年 6月 同 代表取締役副頭取
 2012年 6月 第四ジェーシービーカード株式会社
 代表取締役社長
 2013年 6月 亀田製菓株式会社 社外監査役
 2016年 3月 株式会社福田組 社外取締役
 2020年 6月 当社 取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

矢澤健一氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。

- ・矢澤健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・矢澤健一氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 矢澤健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 - (2) 当社は、矢澤健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (3) 当社は、矢澤健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、矢澤健一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

14

ちの野

いさむ
勇

1957年3月11日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1981年4月 長野県経済事業農業協同組合連合会
(現 全国農業協同組合連合会長野県本部) 入会
- 2013年3月 全国農業協同組合連合会長野県本部
副本部長
- 2014年11月 株式会社長野県A・コープ 代表取締役
社長
- 2020年5月 ながの農業協同組合理事
- 2020年6月 当社 取締役 (現)
- 2023年5月 ながの農業協同組合監事 (現)

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

千野勇氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- ・千野勇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・千野勇氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)千野勇氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)千野勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 - (3)当社は、千野勇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、千野勇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、千野勇氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

15

こ ばやし てつ や
小林 哲也

1958年9月5日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1991年 4月 弁護士登録
(第二東京弁護士会所属)
- 2006年 1月 小林総合法律事務所所長 (現)
- 2006年 6月 ソースネクスト株式会社 社外監査役
(現)
- 2016年 4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与
機構法科大学院認証評価委員会委員
(現)
- 2018年 6月 日弁連男女共同参画推進本部クオーター
制検証PT副座長 (現)
- 2019年 4月 第二東京弁護士会男女共同参画推進本
部副本部長 (現)
- 2021年 6月 当社 取締役 (現)
- 2023年 4月 内閣府男女共同参画会議「計画実行・
監視専門調査会」委員 (現)

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

小林哲也氏は、現在小林総合法律事務所所長を務め、弁護士としての専門的知識を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。

- ・小林哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - ・小林哲也氏は、社外取締役候補者であります。
 - ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)小林哲也氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所、ソースネクスト株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)小林哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 - (3)当社は、小林哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、小林哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、小林哲也氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注) 当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(49ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。上記の取締役候補者のうち再任取締役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、新任取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<取締役の選任基準>

当社における取締役の選任にあたっては、指名・報酬委員会における協議の結果を尊重し、社外取締役及び社内監査役を含め取締役会に諮って決定しております。社内取締役の選任にあたっては、営業、製造、管理部門等、各業務部門から幅広く選任し、社外取締役の選任にあたっては、企業経営等に精通し、深い知見を有する者を選任しております。

<社外役員の独立性に関する考え方>

1. 当社は、下記基準に該当しない場合、独立性を有するものと判断する。
 - ① 当社の大株主（事業年度末における株式の保有割合上位10名の株主）又はその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先で、直近事業年度における当社との年間取引額が当社又はその者の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの借入先に該当する者又はその業務執行者
 - ④ 当社の主幹事証券会社に所属する者
 - ⑤ 当社グループの取締役・監査役・業務執行役員である者
 - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、直近事業年度において寄付又は助成を受けている組織の業務執行者
 - ⑧ 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから多額の金銭等を得ている者
 - ⑨ 過去3年間のいずれかの時点において、上記①から⑧のいずれかに該当していた者
 - ⑩ 上記①から⑧のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
2. 当社は、当社の社外役員としての在任期間が長期にわたる場合、独立性を有しないと判断する。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役高橋 清氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

たか 高	はし 橋	きよし 清	1955年7月6日生	再任	所有する 当社の株式数 10,092株
---------	---------	----------	------------	----	---------------------------

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1978年4月 当社入社
2013年6月 同 低温食品本部長
2014年4月 同 北海道事業部長
2014年6月 同 取締役
2016年6月 同 常務取締役
2020年6月 同 常勤監査役(現)

監査役候補者とした理由

高橋清氏は、当社の常務取締役を経験しており、営業に関する深い知見を有しております。このような経験と実績から、同氏の高い専門性により当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、常勤監査役候補者といたしました。

- ・高橋清氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・高橋清氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

(注) 当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(49ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。上記の監査役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者になります。

<取締役及び監査役のスキル・マトリックス>

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。

第76回定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）		企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	マーケティング・営業	人事・労務	品質・生産・研究開発	グローバル	ESG・サステナビリティ
堤 殷	代表取締役会長	●		●		●	●	●	●
今村 将也	代表取締役副会長	●		●	●	●		●	●
住本 憲隆	代表取締役社長	●		●	●	●	●	●	●
沖 育	専務取締役	●			●				
真喜屋 理恵子	常務取締役	●		●			●		●
望月 正久	常務取締役	●	●	●	●	●			●
村上 修	常務取締役	●			●			●	
葉山 知秀	取締役	●					●		
松本 千代子	取締役	●	●						
山崎 美明	取締役	●			●				
谷地 弘安	取締役	社外	独立		●				
峯木 真知子	取締役	社外	独立				●		
矢澤 健一	取締役	社外	独立	●	●				
千野 勇	取締役	社外	独立	●		●			
小林 哲也	取締役	社外	独立		●				●
及川 雅晴	監査役	●	●					●	
高橋 清	監査役	●			●			●	
樋口 哲朗	監査役	社外	独立	●					
遠藤 輝好	監査役	社外	独立		●				

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、「社外役員の独立性に関する考え方」は18ページに記載のとおりであります。

うし
牛 嶋

つとむ
勉

1950年7月16日生

社外

独立

所有する
当社の株式数
一株

略歴

(重要な兼職の状況)

- 1976年4月 弁護士登録
(第一東京弁護士会所属)
- 1982年6月 税理士登録
(東京税理士会所属)
- 2003年7月 株式会社光文社 社外監査役(現)
- 2015年4月 医療法人社団研靖会監事(現)
- 2023年4月 牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所
(現)

補欠社外監査役候補者とした理由

牛嶋勉氏は、長年にわたり弁護士・税理士として専門的知識を培われており、監査役に就任された場合に同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・牛嶋勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・牛嶋勉氏の重要な兼職先である牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所、株式会社光文社、医療法人社団研靖会と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・牛嶋勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- ・牛嶋勉氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
- ・当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(49ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。牛嶋勉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

役員賞与支給の件

当期の功勞に報いるため、当期に取締役（社外取締役を除く。本議案において同じ）であった10名に対し、総額122,830,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対して支給する具体的金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

上記金額は、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案して、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づき算出した、当期に取締役であった10名に対して支給すべき個人別の賞与支給額を合算した金額であり、指名・報酬委員会への諮問を経た金額であることから相当な金額であると考えておりますが、後記事業報告「4.会社役員に関する事項」 「(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」 「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」 (50ページ) に記載の決定方針に従って個人別の支給額を決定いたしたいと存じます。かかる決定にあたっては、指名・報酬委員会の協議の結果を尊重します。

< 株主提案（第6号議案から第10号議案まで） >

第6～9号議案は、1名の株主様（議決権数2,676個）からのご提案によるものです。

なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

第6号議案

剰余金処分の件

(1) 議案の要領

第76期事業年度の期末配当について剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社の取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

ア. 配当財産の種類：金銭

イ. 1株当たりの配当額：108円から、本定時株主総会において当社の取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社の普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社の取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には108円）。

但し、当社の第76期事業年度における1株当たりの連結当期純利益の額（実績EPS）が421.04円を上回る場合又は下回る場合には、実績EPSの4割に当たる額の小数点以下を切り捨てた金額から、本定時株主総会において当社の取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社の普通株式1株当たりの剰余金配当額及び普通株式1株当たりの第76期中間配当額60円を控除した金額とする（本定時株主総会において当社の取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には実績EPSの4割に当たる額の小数点以下を切り捨てた金額から第76期中間配当額60円を控除した金額）。

ウ. 配当財産の割当に関する事項及びその総額：当社の普通株式1株につき上記イの1株当たりの配当額（配当総額は、1株当たりの配当額に2024年3月31日現在の当社の発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ. 剰余金の配当が効力を生じる日：本定時株主総会の日

オ. 配当金支払開始日：本定時株主総会の日翌営業日から起算して3週間後の日

(2) 提案の理由

当社が競争力の高い海外即席麺事業を育成してきた点は称賛に値しますが、適切な資本配分の実施については改善の余地があると考えます。本議案は、当社の直接の同業他社である日清食品ホールディングス株式会社（「日清食品」）の配当方針及びその他の同業他社の配当方針・配当の目安と同水準の配当性向40%を目処として配当の増額を企図するものです。

当社においては、2023年3月期までの20年間で、売上高に対する現預金及び関係会社株式を除いた投資有価証券等の合算値の比率は12%から53%にまで増加し、2023年12月時点では2,616億円の現預金及び投資有価証券等を保有していました¹。

一方で日清食品においては、配当と戦略的な自己株式取得を組み合わせることで、同期間に同比率は最大で70%から23%へ低下（改善）する一方、当期純利益は2003年3月期の144億円から2023年3月期の448億円へと概ね3倍に伸長しており、株主還元強化と事業成長の両立は可能であることを示しています。

¹ 四半期財務資料では非開示の推計30億円程度の関係会社株式を含みます。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

当社は、株主様への還元につきましては、将来事業への投資や自己資本強化を考慮しながら、自己株式の取得及び消却や配当の実施を検討する方針を当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しており、この方針に基づいて、現時点では、下振れしない安定的な配当路線の堅持と累進的な配当を続けることが、株主様への還元策として最適であると考えております（過去5年間実績は下表を参照のこと）。

このような考えから、当社は、2024年3月期においても、業績の推移と中長期の事業見込み、今後の投資等を総合的に勘案しつつ、下振れしない安定的・継続的な配当実施と、中長期的な企業価値向上に向けた積極的な事業投資を両立できる配当水準について検討を重ねた結果、中間期で20円増配による1株あたりの配当60円を実施させていただき、そのうえで、本総会で第1号議案にて期末配当として、50円の増配をお諮りすることにより、1株あたりの配当金を110円、中間期と合計して年間1株あたり170円とすることを提案させていただきました。

当社は、「Smiles for All.すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「お客様に安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを責務と考え取り組むとともに、地政学的なリスクや、気候変動、為替相場を含む様々かつ予測することが困難な外部環境変化への対応を行い、株主様を含め、消費者、取引先、従業員、地域、社会など全てのステークホルダーから、信頼され必要とされることを引き続き目指してまいります。

本議案は、機械的に当社の1株当たりの連結当期純利益の額（実績EPS）の40%に相当する金額を配当金額として剰余金の処分をお諮りするものであり、異なる経営環境にある他社を引き合いに出すのみで、急速な技術革新や顧客ニーズの変化等に対応するため、企業体質の強化及び開発投資等に活用して企業価値の向上を目指すものとは言い難く、当社の中長期的な企業価値の向上にはつながらないものと考えられます。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（ご参考）過去5年間の株主還元の推移及び本年（案）

	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期 (案)
年間配当金額	70円	80円	90円	90円	100円	170円
EPS（1株利益）	180.54	228.92	284.64	219.48	324.36	544.95
連結配当性向（%）	38.8%	35.0%	31.6%	41.0%	30.8%	31.2%

第7号議案

自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社の普通株式を、株式総数2,000,000株、取得価額の総額200億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得する。

(2) 提案の理由

本議案は、資本配分の見直しによる企業価値・株主価値の向上を目指すものです。

当社は株主還元強化や資本配分の適正化を実施するための十分な財務余力を有しております。しかし、当社は2008年3月期以降、意味のある規模の自己株式の取得を行っておらず、さらに、2023年12月時点で発行済株式総数の7.9%に上る自己株式を保有しています。これは株主還元として自己株式の取得・消却を検討するとした当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに反しています。

本議案の自己株式取得は、当社の発行済株式総数の約2%に過ぎず、必要な予算は当社が保有する現預金及び投資有価証券等の合算値2,616億円²の7.6%に相当するに過ぎません。したがって、提案する自己株式取得は、当社の事業投資の妨げとなるような規模のものではなく、また、当社が自己株式取得を単発的な株主還元イベントではなく、企業価値向上のための戦略的手段として捉えるよう、根本的な転換を促すものです。

² 2023年12月時点。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

前号議案で述べましたとおり、当社は、下振れしない安定的な配当路線の堅持と累進的な配当を続けることが、株主様への還元策として最適であると考えておりますが、自己株式についても、当社定款第7条には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって買受けることができる旨の定めが置かれておりますので、中長期的な経営戦略及び実際の業績、当社株式の取引状況、株価等を踏まえたうえで、機動的に取得ができる体制となっております。

本議案は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、株主様への還元策の検討の選択肢として「自己株式の取得及び消却や配当の実施」と掲げているところの「自己株式の取得及び消却」のみを切り出して、これに反するというを理由としているのみで、当社が株主様への最適な還元策として長年にわたって実施して参りました、下振れしない安定的な配当路線の堅持と累進的な配当による「配当の実施」を考慮しておらず、却って、将来における事業環境の変化、当社の事業への投資や自己資本強化について考慮しながら株主様への還元の実施を検討する旨定めて開示させていただいている当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに反しております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第8号議案

取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く）に対する報酬比率及び譲渡制限付き株式の割当てのための報酬決定の件

(1) 議案の要領

1991年6月27日開催の定時株主総会で決議された取締役への総報酬額である年額400百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）について、社外取締役を除く取締役については総支給額の4割を業績連動報酬とし、うち業績連動報酬の5割（総支給額の2割）を譲渡制限付き株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権とする。業績連動報酬及び譲渡制限付き株式に関する金銭報酬債権等の支給の詳細については指名・報酬委員会の諮問に基づき決定するものとする。譲渡制限期間は3年間とする。

(2) 提案の理由

現在の当社の報酬制度³には、以下の問題があると考えます。

- (a) 業績に連動しない基本報酬が総支給額の85%を超え、当社の報酬制度は業績連動部分が5割に近い上場企業の平均⁴から大きくかけ離れた状況にあります。取締役の業績に対するコミットメントを強めるために業績連動部分を少なくとも上場企業平均並みに引き上げることが必要です。
- (b) 株主と経営陣の利益、長期的な企業価値の向上と経営陣の報酬を連動させる株式報酬の仕組みは「攻めの経営を促す役員報酬」でも推奨され⁵、当該制度が不在の当社はもはや少数派です。株式報酬制度は上場企業の半数を超える6割の企業で導入されており⁶、総報酬額でも株式報酬が3割近くを占めています⁷。

したがって、経営陣と株主が長期的な企業価値創造におけるパートナーとして、その利益を共有するための標準的な報酬制度である業績連動型株式報酬制度の導入を提案するものです。

-
- ³ 取締役の報酬額を年額400百万円以内とし、賞与は、株主総会に承認された経常利益に基づく総額の範囲内で、各取締役の従来への賞与支給額その他の事情に基づき決定され、各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めがありません。これに基づき、2023年3月期分の支給額は基本報酬285百万円、賞与49百万円、総額335百万円が社外取締役を除く取締役11名に対して支払われています。
- ⁴ 日本総研の2023年の調査によればTOPIX500を構成する企業における役員報酬の業績連動部分の構成比は、売上高2千5百億円以上5千億円未満で42.2%、同5千億以上1兆円未満で38.7%、同1兆円以上3兆円未満で49.8%です。
- ⁵ 経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」では、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいとされています。
- ⁶ 2023年10月31日時点での数値として経済団体連合会により報告されたものです。
- ⁷ 日本総研の調査によると株式報酬の総報酬額に対する構成比は売上高2千5百億円以上5千億円未満の企業で15.6%、同5千億以上1兆円未満の企業で13.9%、同1兆円以上3兆円未満の企業で20.3%、同3兆円以上の企業で27%でした。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、基本報酬と賞与のみにより構成するものとしております。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて年間の報酬額が決定されます。かかる決定に係る手続きは、次のとおり二段階の慎重な審議を経ることとされております。すなわち、まず、取締役会の諮問機関として設置され、過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」で審議が行われ、次いで、同委員会の答申に基づき、これらを社外取締役、社外監査役も出席する取締役会で審議されたうえで、個々の取締役の実際の職務執行の実態や業績数値に反映されない貢献度も斟酌されて決議されています。

株主様と経営陣の利益、長期的な企業価値の向上と経営陣の報酬を連動させる等、株式をはじめとするインセンティブ付与を目的とする中長期業績連動報酬については、慎重に検討すべきであると考えております。

本議案は、株主総会で決議された報酬限度額400百万円（1991年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、固定報酬と業績連動報酬の割合を定め、さらに業績連動報酬のうち、譲渡制限付き株式に関する報酬等とする割合を画一的に定めておき、当期業績等の一定の指数で自動的に当社の取締役の報酬等の総額を決定するという極めて限定された制度設計となっており、その設計とするために基本報酬額を減少させるものです。当社は、基本報酬についての報酬限度額400百万円を、1991年6月27日開催定時株主総会で決議いただいて以来30年以上固守してきております。他社の水準と比べても決して高額なものではないと考えておりますが、その範囲内で基本報酬を以ってステークホルダーのために社会的貢献を果たしながら中長期的な視点で企業価値向上と株主共同の利益を目指す高度な倫理観と当社の企業価値に対する責任感を役位等に応じて求める個々の諸般の事情が斟酌される余地を却って制限するものです。以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第9号議案

定款一部変更（開示）の件

(1) 議案の要領

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示について、定款に第7章を新設する。（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(新設)	<u>第7章 開示</u> <u>（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示）</u> <u>第39条 東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づいた当社の現状評価、経営方針及び取組みとその実施状況についてコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイト</u> に開示する。

(2) 提案の理由

中核事業である即席麺事業が魅力的な収益性・収益率を生み出している一方で、加工食品事業、水産食品事業、冷蔵事業、その他事業といった非中核事業の資本収益率は、その低い収益性から当社の資本コストを下回っていると推定されます。かかる状況にも拘わらず、2023年3月期までの5年間累計で既に460億円の設備投資が行われ、また、現中期経営計画では、2024年3月期から26年3月期までの3年間に計画されている成長投資の39%以上がこれらの非中核事業に投下されることになっており、適切な経営資源配分の実現について疑問を抱かざるを得ないと考えております。

本議案は、当社の資本コストの開示に関する東京証券取引所の要請⁸に即したものであり、このような即席麺以外の非中核事業への継続した資本投下の合理性について、経営陣と株主の間の議論を促進し、また、その議論に役立つ情報の共有を目的としています。

⁸ 東京証券取引所「資本コストと株価を意識した経営の実践に向けた行動」（2023年3月31日）

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

当社は、東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（2023年3月31日公表）（以下「本対応ガイドライン」といいます。）に基づき、企業価値向上による株主共同の利益に適った方策を検討してまいり所存ですが、本議案は、本対応ガイドラインに基づく当社の現状評価、経営方針及び取組みとその実施状況をコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び当社ウェブサイトの開示することを会社の根幹規範である定款に一律かつ固定的に定めるものであり、社会・国際情勢や会社の状況に応じた適切な対応を柔軟に行うことが制約される結果となるため、適切ではないと判断しております。

もとより、当社は、本対応ガイドラインにおいても会社の現状分析に用いる資料の例として掲げられている、株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標の一つとして、株主資本効率及び株主還元等のバランスを考慮しつつ、中長期的な企業価値の向上の実現を可能とするために必要な財務基盤を確保することを資本政策の基本的な方針として当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しており、この方針に基づいて事業を行っております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

<株主提案>

第10号議案は、1名の株主様（議決権数300個）からのご提案によるものです。

なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

第10号議案

定款一部変更の件（子会社の管理）

(1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<新設>	<p style="text-align: center;">第7章 子会社の管理</p> <p style="text-align: center;">（子会社の管理）</p> <p>第39条 <u>当社は、当社及びその子会社で構成される当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、次に掲げる点について取締役会で検討を行い、当社が金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書においてその検討内容等を開示する。加えて時宜に応じて迅速かつ柔軟に必要と判断した事項の開示を行い、一層の説明責任を果たすものとする。</u></p> <p>1 <u>グループ経営に関する考え方及び方針</u></p> <p>(1) <u>事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方</u></p> <p>(2) <u>グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関する基本的な考え方</u></p> <p>2 <u>子会社として保有することの合理性とその子会社を上場しておくことの合理性</u></p>

	<p>3 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</p> <p>(1) 上場子会社の役員を選解任に関する議決権行使の考え方・方針</p> <p>(2) 上場子会社における役員の指名プロセスへの関与についての考え方・方針</p>
--	---

(2) 提案の理由

当社は、上場子会社を含む多数のグループ会社の親会社として、適切な子会社管理・監督を行い、グループ・ガバナンスの実効性確保と子会社の機動的な意思決定を両立させる役割・責務を担っているが、その実施状況の説明は不十分と言わざるを得ない。

東京証券取引所は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2024年4月版）」において、上場子会社を有する場合、少数株主保護及びグループ経営に関する所要の事項について開示を求めるとともに、「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」（2023年12月）において、上場関連会社を有する上場会社における開示例を挙げ、記載上のポイントの概要を整理し、情報開示の充実を要請している。

そこで、提案株主は、当社による上場子会社を含むグループ・ガバナンスに関する情報開示が十分でないことから、当社の資本市場に対する説明責任を明確にするため、定款の一部変更を提案する。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書には、上場子会社であるユタカフーズ(株)を有する意義、当社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策として掲げる指針、上場子会社としての独立性尊重と一般株主との間の利益相反回避の原則等の事項についても具体的に記載しております。

当社は、少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示に関して東京証券取引所の公表する記載要領に従った内容を然るべく当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書で記載して開示して参る所存ですが、社会・国際情勢や会社の状況を踏まえて必要十分な内容を開示するよう柔軟に対応して参りたいと考えております。

本議案は、現時点での東京証券取引所が求める少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示項目に止まらず、それ以外の提案株主が特に求める特定の事項についても検討を義務付け、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書においてその検討内容等を開示する。」という、開示事項や開示方法を極めて限定してしまう提案内容であり、これを定款に一律かつ固定的に定めてしまうことは、時宜に応じた迅速かつ柔軟な対応の妨げとなるおそれがあり、相当でないことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

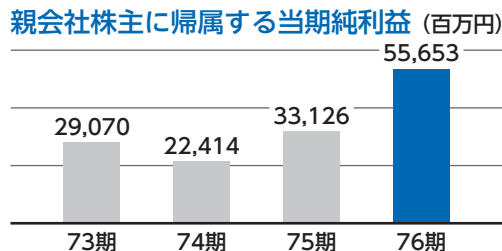
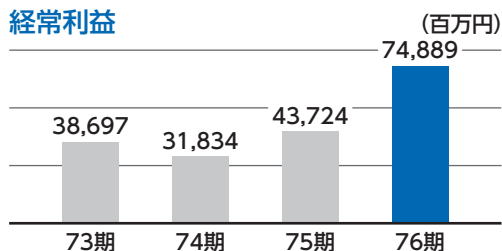
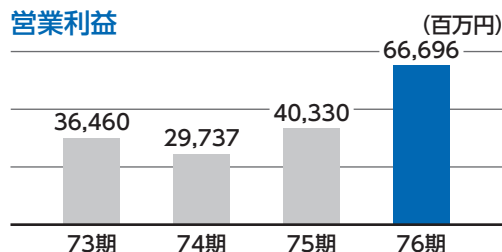
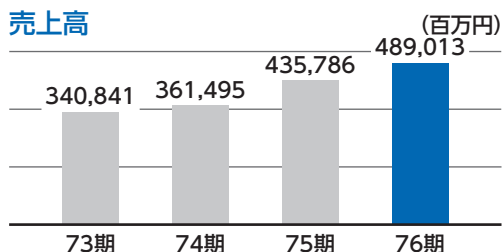
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から緩やかに回復する状況にありました。先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループは「Smiles for All.すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「お客様に安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを責務と考え取り組むとともに、厳しい販売競争に対応するため、より一層のコスト削減並びに積極的な営業活動を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は489,013百万円（前年同期比12.2%増）、営業利益は66,696百万円（前年同期比65.4%増）、経常利益は74,889百万円（前年同期比71.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は55,653百万円（前年同期比68.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度の為替換算レートは151.33円/米ドル（前連結会計年度は、133.54円/米ドル）であります。

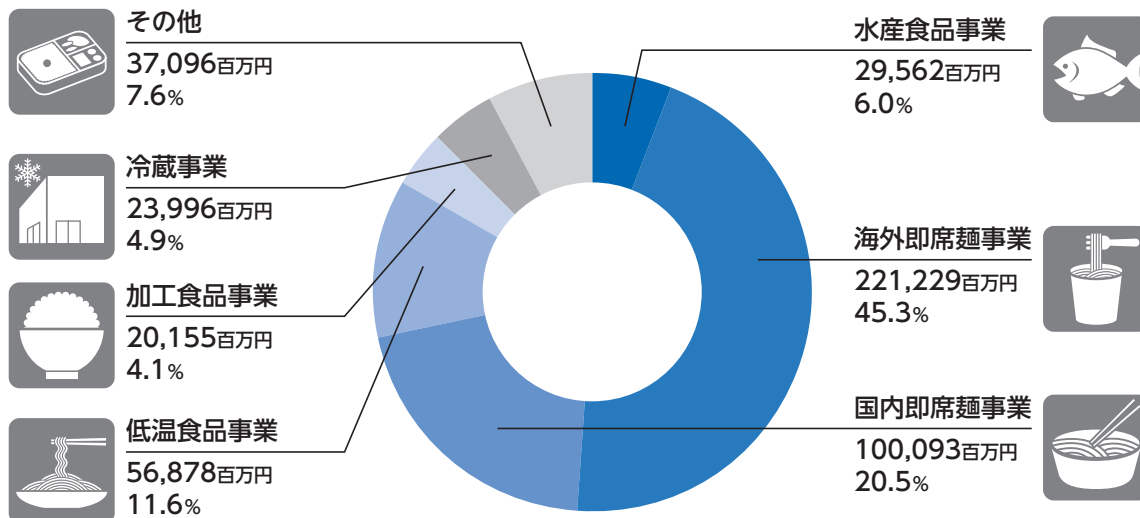


「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第74期の期首から適用しており、第73期に係る売上高については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業別	主要品目	売上構成比
■ 水産食品事業	魚介類、魚介類加工品	6.0%
■ 海外即席麺事業	カップ麺、袋麺	45.3%
■ 国内即席麺事業	カップ麺、袋麺、ワンタン	20.5%
■ 低温食品事業	蒸し焼そば、生ラーメン、茹でうどん、冷凍麺、業務用冷凍調理品、チルド食品	11.6%
■ 加工食品事業	フリーズドライ商品、無菌包装米飯、レトルト米飯、だしの素、削り節、魚肉ねり商品	4.1%
■ 冷蔵事業	保管、凍結、配送	4.9%
■ その他	弁当、惣菜	7.6%
計		100.0%

[事業別売上構成比]

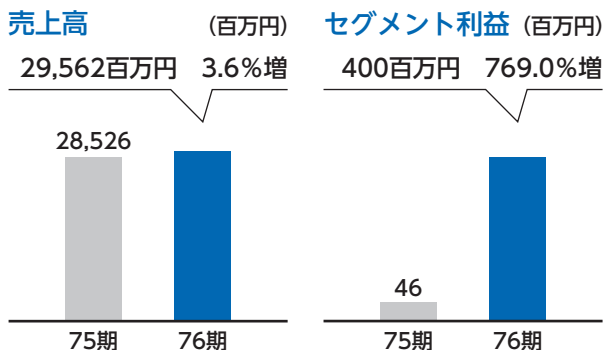




水産食品事業

今期の状況

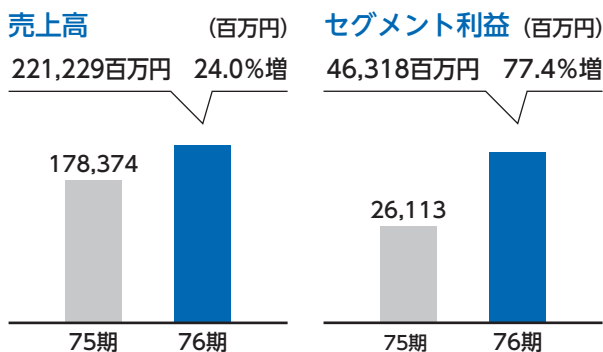
水産食品事業は、コンビニエンスストアの来店客数増加や業務用・外食用食材の需要回復から販売が伸長したことや、ふるさと納税返礼品の納入があったこと等から増収となりました。その結果、売上高は29,562百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益は、コンビニエンスストアの来店客数増加を受けた中食具材等の増収や原材料価格が下落した商材によるコストダウンの効果により400百万円（前年同期比769.0%増）となりました。



海外即席麺事業

今期の状況

海外即席麺事業は、米国では第1四半期連結会計期間に発生した一部得意先の在庫調整による影響はあったものの、7月以降の受注数量は、主力商品の「Instant Lunch」シリーズ、新商品を発売した「Bowl」シリーズを中心に前期を上回って推移したこと、メキシコでは主力商品のカップ麺、袋麺ともに好調に推移したこと、及び2022年10月に米国、メキシコで実施した価格改定による販売単価の上昇により増収となりました。その結果、売上高は221,229百万円（前年同期比24.0%増）、セグメント利益は、人件費の増加はあったものの、売上高の増加、原材料費の減少等によりカバーし、46,318百万円（前年同期比77.4%増）となりました。





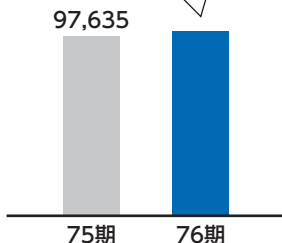
国内即席麺事業

今期の状況

国内即席麺事業は、6月に実施した価格改定により数量は影響を受けましたが、金額については改定後の価格が浸透したこともあり、堅調に推移いたしました。カップ麺では主力商品の「赤いきつねうどん」の45周年記念商品等風麺全体で多くの施策を行ったことに加え、「ごつ盛り」シリーズや、「麺之助」シリーズ等も好調に推移したことで増収となりました。袋麺では「マルちゃん正麺」シリーズ等、堅調に推移したブランドもありましたが、「マルちゃんZUBAAAAN!」シリーズ等が苦戦したことで減収となりました。その結果、売上高は100,093百万円（前年同期比2.5%増）、セグメント利益は、人件費等の増加はあったものの、販売促進費や動力費等の減少により9,703百万円（前年同期比44.7%増）となりました。

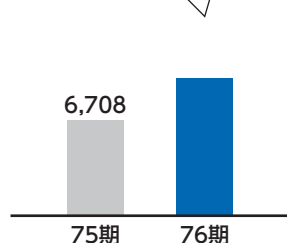
売上高 (百万円)

100,093百万円 2.5%増



セグメント利益 (百万円)

9,703百万円 44.7%増



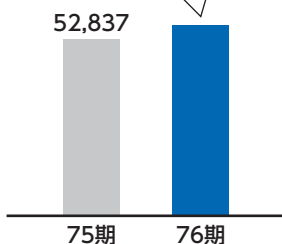
低温食品事業

今期の状況

低温食品事業は、主力商品の積極的な拡売と新商品の発売により好調に推移いたしました。生麺では2年連続で価格改定を実施し、主力商品の「マルちゃん焼そば3人前」シリーズは需要期の春夏期に企画性の高い商品施策を行い、拡充を図りました。また、春夏期は簡便需要に対応した「つるやか」シリーズが大幅に伸長し、秋冬期は「マルちゃん生ラーメン3人前」シリーズや、「北海道産小麦の玉うどん3食入」シリーズのラインナップを拡充し、売上増加に寄与いたしました。冷凍麺も2年連続の価格改定となりましたが、産業給食や外食・行楽関係の需要が回復し、業務用商品が伸長いたしました。その結果、売上高は56,878百万円（前年同期比7.6%増）、セグメント利益は、原材料費や製造経費の増加はあったものの、価格改定効果と売上の拡大により7,430百万円（前年同期比46.8%増）となりました。

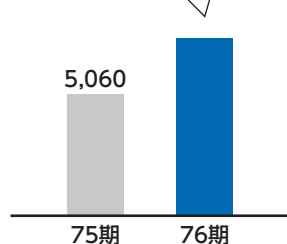
売上高 (百万円)

56,878百万円 7.6%増



セグメント利益 (百万円)

7,430百万円 46.8%増

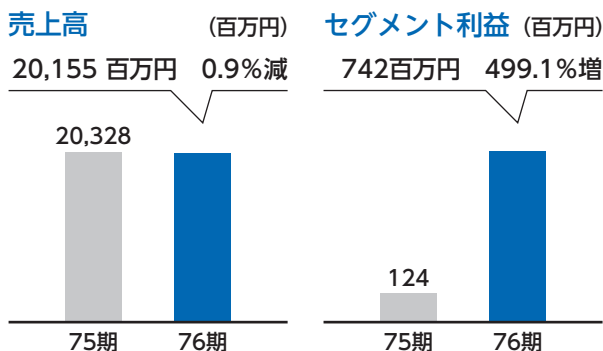




加工食品事業

今期の状況

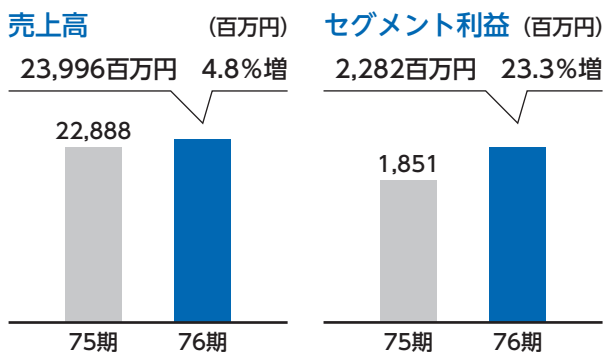
加工食品事業は、魚肉ハム・ソーセージ商品、米飯商品等が堅調に推移いたしました。フリーズドライ商品等が苦戦いたしました。米飯商品では価格改定等の影響もあり、低調な時期はあったものの、年間では増収となりました。フリーズドライ商品では価格改定や猛暑、液卵不足問題等の影響により販売が落ち込み減収となりました。その結果、売上高は20,155百万円（前年同期比0.9%減）、セグメント利益は、人件費等の増加はあったものの、動力費等の減少により742百万円（前年同期比499.1%増）となりました。



冷蔵事業

今期の状況

冷蔵事業は、物価上昇や円安の影響等により、原材料を中心とした輸入品は低調な荷動きとなりましたが、安定した保管在庫の確保と国内における製造品の取扱いが堅調だったことで、関連する配送や付帯作業等が増加したことにより増収となりました。その結果、売上高は23,996百万円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益は、物価上昇による人件費や補修費等の増加の影響はあったものの、配送収入等の増加により2,282百万円（前年同期比23.3%増）となりました。

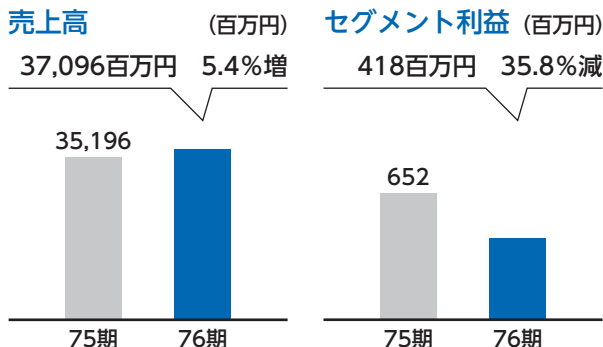




その他

今期の状況

その他は、主に弁当・惣菜事業であります。売上高は37,096百万円（前年同期比5.4%増）、セグメント利益は、418百万円（前年同期比35.8%減）となりました。



(3) 対処すべき課題

次期（2025年3月期）の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当食品業界におきましては、消費者の生活防衛意識や低価格志向が続く中で、市場環境は引き続き厳しい状況にあります。また、食の安全・安心等企業の社会的責任がますます求められていくものと考えております。当社グループにおきましては、さらに地域別、製品別の販売促進を強化した積極的な営業活動を実施してまいります。また、費用面でもより厳しい販売競争に対応するため、物流の再構築・生産部門での徹底したコストの削減に注力していく所存であります。

このような状況の中、当社といたしましては、2023年3月期からの3ヵ年中期経営計画において、4つの基本戦略を定め、持続可能な企業価値向上への取り組みを実施しております。

2023～25年3月期3ヵ年中期経営計画

4つの基本戦略

1. 新たなる食文化・食生活の創造

・TSグループの総合力を発揮

2. 海外展開の深化

・既存領域・新領域での事業拡大

3. 経営基盤の強化

・「これからの時代」に適合した企業経営基盤

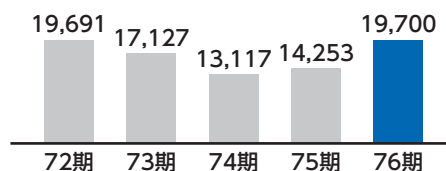
4. 社会課題・環境への対応

・社会・環境の変化を捉え、課題を解決

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、19,700百万円であり
ます。その主なものは、工場諸設備の新設、更新、改造
等によるものであります。

設備投資額の推移 (百万円)



(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金により賄っております。

なお、当連結会計年度中には、社債、新株式の発行による新たな資金調達は行っておりませ
ん。

(6) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第 7 3 期	2021年度 第 7 4 期	2022年度 第 7 5 期	2023年度 (当連結会計年度) 第 7 6 期
売上高(百万円)	340,841	361,495	435,786	489,013
経常利益(百万円)	38,697	31,834	43,724	74,889
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	29,070	22,414	33,126	55,653
1株当たり当期純利益(円)	284.64	219.48	324.36	544.95
総資産額(百万円)	428,651	454,670	497,083	570,994
純資産額(百万円)	343,319	367,145	404,750	474,534
1株当たり純資産額(円)	3,245.53	3,474.89	3,840.08	4,526.89

(注) 収益認識に関する会計処理の方法を変更し「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を第74期の期首から適用しており、第73期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

報告セグメント別の売上高及びセグメント利益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	2022年度 (前連結会計年度) 第 7 5 期		2023年度 (当連結会計年度) 第 7 6 期		前期比増減	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
水産食品事業	28,526	46	29,562	400	1,036	354
海外即席麺事業	178,374	26,113	221,229	46,318	42,854	20,205
国内即席麺事業	97,635	6,708	100,093	9,703	2,457	2,995
低温食品事業	52,837	5,060	56,878	7,430	4,041	2,369
加工食品事業	20,328	124	20,155	742	△172	618
冷蔵事業	22,888	1,851	23,996	2,282	1,108	431
その他	35,196	652	37,096	418	1,900	△233
(調整額)	－	△225	－	△600	－	△374
合計	435,786	40,330	489,013	66,696	53,226	26,366

(注) 各報告セグメントの売上高は、外部顧客に対する売上高を示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
八戸東洋株式会社	200百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
甲府東洋株式会社	300百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
フクシマフーズ株式会社	222百万円	100.0%	包装米飯の製造
株式会社酒悦	100百万円	100.0%	漬物類の製造販売、即席麺及び生麺の製造
株式会社フレッシュダイナー	100百万円	100.0%	弁当・惣菜の製造
埼玉東洋株式会社	50百万円	100.0%	冷蔵庫
ユタカフーズ株式会社	1,160百万円	50.9%	調味料の製造販売、即席麺及び生麺の製造
ミツワデイリー株式会社	40百万円	100.0%	調理麺・惣菜の製造
株式会社シマヤ	100百万円	61.0%	調味料の製造販売、即席麺添付品の製造
マルチャン, INC.	30,000千米ドル	100.0%	即席麺の製造販売
マルチャンバージニア, INC.	10,000千米ドル	100.0% (80.0%)	即席麺の製造
マルチャンテキサス, INC.	10,000千米ドル	100.0% (100.0%)	即席麺の製造
マルチャン デ メヒコ, S.A. de C.V.	4千米ドル	100.0% (99.0%)	即席麺の販売

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(8) 主要な事業所及び子会社 (2024年3月31日現在)

- ① 本社 東京
- ② 支店 北海道、東北（宮城県）、北関東（栃木県）、東京、甲信越（新潟県）、静岡、名古屋、大阪（兵庫県）、中四国（広島県）、福岡
- ③ 工場 北海道、関東（群馬県）、埼玉、相模（神奈川県）、焼津（静岡県）、関西（兵庫県）、福岡
- ④ 冷蔵庫 札幌、石狩（北海道）、石狩新港物流センター（北海道）、大井埠頭（東京都）、城南島（東京都）、平和島（東京都）、東扇島（神奈川県）、名古屋、中部物流センター（愛知県）、舞洲（大阪府）、神戸物流センター、佐賀、福岡、福岡アイランドシティ物流センター
- ⑤ 子会社 八戸東洋株式会社（青森県）、甲府東洋株式会社（山梨県）、フクシマフーズ株式会社（福島県）、株式会社酒悦（東京都）、株式会社フレッシュダイナー（千葉県）、埼玉東洋株式会社（埼玉県）、ユタカフーズ株式会社（愛知県）、ミツワデイリー株式会社（兵庫県）、株式会社シマヤ（山口県）、マルチャン,INC.（米国）、マルチャンバージニア,INC.（米国）、マルチャンテキサス,INC.（米国）、マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V.（メキシコ）

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前期末比増減
水産食品事業	315名	9名増
海外即席麺事業	440名	9名増
国内即席麺事業	1,078名	5名増
低温食品事業	813名	23名減
加工食品事業	764名	21名減
冷蔵事業	298名	4名減
その他	654名	14名増
全社共通	376名	4名増
合計	4,738名	7名減

② 当社の使用人の状況

当期末使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,209名	17名減	41.1歳	16.1年

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 427,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 110,881,044株 (自己株式数8,705,158株を含む)
 (3) 株主数 14,391名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,348	15.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,947	6.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	6,305	6.17
一般財団法人東洋水産財団	3,037	2.97
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,087	2.04
MSIP CLIENT SECURITIES	2,063	2.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,029	1.99
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,933	1.89
株式会社三井住友銀行	1,761	1.72
株式会社榎本武平商店	1,662	1.63

(注) 持株比率は、自己株式 (8,705,158株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の重要な兼職の状況
代表取締役会長	堤 殷 殷	
代表取締役副会長	今 村 将 也	
代表取締役社長	住 本 憲 隆	
専務取締役	沖 齊	加工食品部、低温食品部、マーケティング部、東北支店 北関東支店、東京支店、広域営業部、業務用営業部、甲信越支店 関西事業部、九州事業部
常務取締役	真喜屋 理恵子	C S R 広報部、品質保証部、お客様相談室、総合研究所長 健康やわらか食品推進室、関東工場、埼玉工場、相模工場 焼津工場
常務取締役	望 月 正 久	
常務取締役	村 上 修	水産食品部、冷蔵部、株式会社酒悦代表取締役社長
取 締 役	葉 山 知 秀	工務部、物流部、資材生産部長 株式会社フレッシュダイナー取締役
取 締 役	松 本 千代子	経理部、フクシマフーズ株式会社監査役、株式会社酒悦監査役 株式会社フレッシュダイナー監査役 ミツワデイリー株式会社監査役
取 締 役	東 目 浩 一	総務部、秘書室長、情報システム部長、コンプライアンス部
取 締 役	谷 地 弘 安	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
取 締 役	峯 木 眞知子	東京家政大学大学院特命教授
取 締 役	矢 澤 健 一	
取 締 役	千 野 勇	ながの農業協同組合監事
取 締 役	小 林 哲 也	小林総合法律事務所所長 (弁護士) ソースネクスト株式会社社外監査役
常勤監査役	及 川 雅 晴	
常勤監査役	高 橋 清	
監 査 役	樋 口 哲 朗	樋口公認会計士事務所 (公認会計士)
監 査 役	遠 藤 輝 好	遠藤輝好法律事務所 (弁護士) 中央大学法学部通信教育部兼任講師 中央大学ビジネススクール兼任講師 マイルストーンアROUNDマネジメント株式会社監査役 株式会社庄交コーポレーション社外取締役 学校法人江戸川学園理事 専修大学法科大学院教授

- (注) 1. 監査役高野伊久男氏は、2023年6月22日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 監査役森勇氏は、2023年6月22日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって辞任しております。
3. 常務取締役真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。
4. 取締役谷地弘安氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役峯木真知子氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である東京家政大学と当社との間には特別の関係はありません。
6. 取締役矢澤健一氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役千野勇氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には特別の関係はありません。
8. 取締役小林哲也氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所及びソースネクスト(株)と当社との間には特別の関係はありません。
9. 監査役及川雅晴氏は、当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役樋口哲朗氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である樋口公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 監査役遠藤輝好氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である遠藤輝好法律事務所、中央大学、マイルストーンターンアラウンドマネジメント(株)、(株)庄交コーポレーション、学校法人江戸川学園、専修大学と当社との間には特別の関係はありません。

12. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役5名及び社外監査役2名との間で責任限定契約を締結しております。
13. 当社は、当社及び当社のすべての子会社（会社法に基づく子会社をいい、保険期間中の新規子会社を含みます。本注記において単に「会社」といいます）の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員のすべてを被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の該当は、次のとおりです。
- ・被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る争訟費用や損害賠償金等が填補の対象とされております。
 - ・被保険者による保険料の実質的負担割合は概ね1割とされ、残りを会社が負担しております。
 - ・会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を1,000万円とし、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象から除外しております。
 - ・保険期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会が更新の有無を決定します。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与のみにより構成するものとします。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額400百万円（1991年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて、年間の報酬額を決定します。

賞与については、当社の経常利益に基づいて計算された総額を当期株主総会にお諮りし、当期株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の従来に支給した役員賞与の額その他諸般の事情に基づいて決定します。

賞与が各期の株主総会で決議された金額により定められることから、各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めのないものとします。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみにより構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、一定の金額を当該社外取締役との協議により決定するものとします。

取締役の個人別の報酬等の決定方法については、各期ごとに社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮ったうえで決定するものとしておりますが、原則として、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づいて個人別の報酬等の金額を決定するものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	500百万円 (48百万円)	377百万円 (48百万円)	122百万円 (-百万円)	15名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	51百万円 (19百万円)	51百万円 (19百万円)	-百万円 (-百万円)	6名 (4名)
合 計	551百万円	428百万円	122百万円	21名

(注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の監査役の数人は4名であります。上記の監査役の数人と相違しておりますのは、2023年6月22日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでいるためであります。

3. 上記①の決定方針は、2021年2月12日開催の取締役会にて決議されたものですが、上記②記載の当該事業年度の取締役の報酬等も、上記①の決定方針に沿うものであることを2024年5月10日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役の報酬等も基本報酬と賞与のみにより構成されており、社外取締役及び社外監査役の全員が参加した2023年6月22日開催の取締役会で、それぞれ次のとおり決定されているからです。

〈基本報酬について〉

1991年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた年額400百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役員数は18名）で2023年7月以降の取締役15名の各基本報酬額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長住本憲隆氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された基本報酬基準に基づいて個人別の基本報酬額を決定しております。

〈賞与について〉

2023年6月22日開催の定時株主総会で決議いただいた総額49,400,000円を前事業年度に取締役（社外取締役を除く）であった11名の各賞与支給額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長住本憲隆氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づいて個人別の賞与支給額を決定しております。

なお、当社取締役会が、代表取締役社長住本憲隆氏に対して上記各委任を致したのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該決定においては社外取締役及び社外監査役にも共有された上記各基準に基づくものとして客観性を担保し、かつ、実際の決定が当該基準に基づいているかどうかについて社外取締役及び社外監査役の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。また、同氏は、適宜必要に応じて、各社外取締役の客観的な観点からの提言や助言を受けております。

4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の定時株主総会において年額75百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた監査役員数は3名）と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷地弘安	13回中13回	—	横浜国立大学経営学部長等を歴任し、経営学、マーケティングの分野に関する深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	峯木眞知子	13回中13回	—	東京家政大学副学長等を歴任し、食物学に関する多くの研究活動からの深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	矢澤健一	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	千野勇	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	小林哲也	13回中13回	—	弁護士として当社にとって有効な知見を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として法律家としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	樋口哲朗	10回中10回	10回中10回	議案審議等の必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	遠藤輝好	10回中10回	10回中10回	議案審議等の必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 監査役樋口哲朗氏及び遠藤輝好氏は、2023年6月22日就任以降開催された取締役会が10回、監査役会が10回であります。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 94百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 95百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちユタカフーズ株式会社及びマルチャン,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について、2023年6月9日に同意いたしました。
- (3) 非監査業務の内容
- 子会社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項の規定による賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務であります。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	362,544	流 動 負 債	69,846
現 金 及 び 預 金	189,706	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	32,443
受 取 手 形	866	短 期 借 入 金	390
売 掛 金	64,164	リ ー ス 債 務	288
有 価 証 券	65,000	未 払 費 用	26,788
商 品 及 び 製 品	18,106	未 払 法 人 税 等	5,547
仕 掛 品	482	役 員 賞 与 引 当 金	262
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	18,428	資 産 除 去 債 務	9
そ の 他	6,588	そ の 他	4,114
貸 倒 引 当 金	△798	固 定 負 債	26,614
固 定 資 産	208,450	リ ー ス 債 務	2,885
有形固定資産	166,863	繰 延 税 金 負 債	5,689
建 物 及 び 構 築 物	71,254	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	325
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	43,987	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,864
土 地	35,435	資 産 除 去 債 務	195
リ ー ス 資 産	1,448	そ の 他	1,653
建 設 仮 勘 定	13,611	負 債 合 計	96,460
そ の 他	1,125	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	2,648	株 主 資 本	403,228
ソ フ ト ウ ェ ア	2,119	資 本 金	18,969
そ の 他	529	資 本 剰 余 金	22,941
投資その他の資産	38,938	利 益 剰 余 金	369,556
投 資 有 価 証 券	36,605	自 己 株 式	△8,239
繰 延 税 金 資 産	1,323	その他の包括利益累計額	59,088
退 職 給 付 に 係 る 資 産	55	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,025
そ の 他	954	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	46
資 産 合 計	570,994	為 替 換 算 調 整 勘 定	44,033
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	982
		非 支 配 株 主 持 分	12,217
		純 資 産 合 計	474,534
		負 債 純 資 産 合 計	570,994

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		489,013
売上原価		348,909
売上総利益		140,103
販売費及び一般管理費		73,407
営業利益		66,696
営業外収益		
受取利息	6,302	
受取配当金	682	
持分法による投資利益	116	
賃貸収入	401	
為替差益	423	
その他	812	8,739
営業外費用		
支払利息	210	
賃貸収入原価	49	
貸倒引当金繰入額	159	
その他	125	545
経常利益		74,889
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	197	
補助金収入	165	
その他	7	372
特別損失		
固定資産除売却損	269	
減損損失	1,781	
その他	1	2,053
税金等調整前当期純利益		73,209
法人税、住民税及び事業税	18,702	
法人税等調整額	△592	18,109
当期純利益		55,099
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△553
親会社株主に帰属する当期純利益		55,653

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	202,563	流動負債	73,786
現金及び預金	54,155	買掛金	26,224
売掛金	50,740	関係会社短期借入金	20,845
有価証券	65,000	リース債務	245
商品及び製品	9,497	未払金	645
仕掛品	37	未払費用	19,410
原材料及び貯蔵品	7,881	未払法人税等	4,768
前払費用	268	役員賞与引当金	122
関係会社短期貸付金	11,306	その他の	1,522
その他の	4,479	固定負債	18,355
貸倒引当金	△801	リース債務	2,788
固定資産	121,905	退職給付引当金	12,379
有形固定資産	72,446	繰延税金負債	2,846
建物	32,911	その他の	340
構築物	1,433	負債合計	92,142
機械装置	11,523	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	21	株主資本	219,234
工具器具備品	700	資本金	18,969
土地	23,150	資本剰余金	22,516
リース資産	1,307	資本準備金	20,155
建設仮勘定	1,397	その他資本剰余金	2,360
無形固定資産	2,172	利益剰余金	187,749
ソフトウェア	1,728	利益準備金	2,593
その他	444	その他利益剰余金	185,156
投資その他の資産	47,286	固定資産圧縮積立金	5,968
投資有価証券	29,043	別途積立金	42,000
関係会社株式	17,710	繰越利益剰余金	137,187
その他	533	自己株式	△10,001
資産合計	324,469	評価・換算差額等	13,093
		その他有価証券評価差額金	13,053
		繰延ヘッジ損益	39
		純資産合計	232,327
		負債純資産合計	324,469

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		214,124
売上原価		161,746
売上総利益		52,377
販売費及び一般管理費		36,265
営業利益		16,111
営業外収益		
受取利息	99	
受取配当金	23,003	
その他	1,791	24,894
営業外費用		
支払利息	306	
貸倒引当金繰入額	117	
その他	85	509
経常利益		40,495
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	163	
補助金収入	61	225
特別損失		
固定資産除売却損	79	
減損損失	155	
その他	1	237
税引前当期純利益		40,484
法人税、住民税及び事業税	6,256	
法人税等調整額	△443	5,813
当期純利益		34,670

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

東洋水産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 金子 能 周

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 辺 拓 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋水産株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

東洋水産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 金子能周

公認会計士 田辺拓央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋水産株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

東洋水産株式会社 監査役会

常勤監査役	及	川	雅	晴	㊟
常勤監査役	高	橋		清	㊟
社外監査役	樋	口	哲	朗	㊟
社外監査役	遠	藤	輝	好	㊟

以上

株主優待に関するお知らせ

株主の皆様の日頃のご支援に感謝いたしまして、本年も株主優待制度を実施させていただきます。



自社製品詰め合わせセット

もしくは



社会貢献団体への寄付

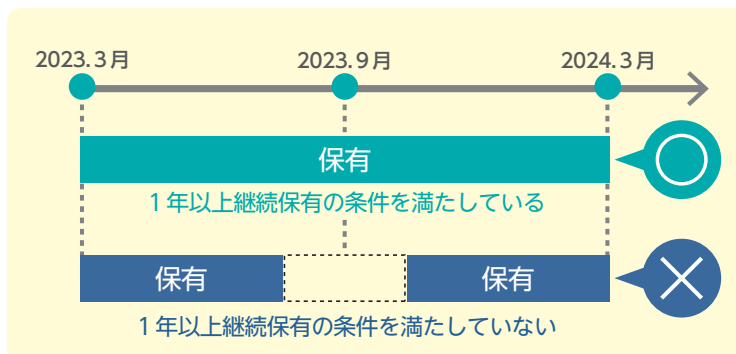
(日本ユニセフ協会)

優待対象株主様

1年以上継続保有された株主様 とさせていただきます。

1年以上継続保有とは

年2回(9月、3月) 確定する株主名簿に同じ株主番号で3回以上連続で記載され、その間で未保有期間が含まれないことをいいます。



下記に該当する場合は、株主番号が変更となる可能性がございますのでご注意ください。
株主番号の変更の有無については、お預けの証券会社にお問い合わせください。

1. 株式の名義人が変更となった場合
 - ・相続
 - ・証券会社の貸株サービスを利用した場合
2. 保有株式のすべてを売却し、買い戻した場合
 - ・お預けの証券会社を変更した場合
 - ・保有株式を一般口座からNISA口座に切り替えた場合

株主総会会場ご案内

開催日時 2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



交通のご案内

- 東京臨海新交通 ゆりかもめ・・・竹芝駅東口より 徒歩約3分
- JR山手線・京浜東北線・・・浜松町駅北口より 徒歩約8分
- 都営地下鉄 大江戸線・浅草線・・・大門駅B1出口より 徒歩約9分
- 東京モノレール・・・浜松町駅中央口より 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。